

微量PCBの混入の可能性に関する見解について

1. 微量PCB混入の可能性に関する経緯と見解

- (1)1972年(昭和47年)以降、通商産業省(当時)の通達に基づき、電気機器(コンデンサ)へのPCB(ポリ塩化ビフェニル)絶縁油の使用を全面的に中止していますが、2000年(平成12年)7月(社)日本電機工業会(JEMA)にJIS C 2320 電気絶縁油を使用した一般産業用変圧器の一部から極微量のPCBが検出されたとの事例報告がありました。
- (2)(社)日本電機工業会(JEMA)では、2002年(平成14年)7月に変圧器、コンデンサ、リアクトル、放電コイル等を製造する工業会会員企業に対して、PCB混入の可能性の有無について詳しい調査を依頼しました。
- (3)上記調査の結果、1989年以前に製造された機器より微量 PCB が検出された事例が報告されていること、1989年以前に製造された弊社製品で「お客様からの分析結果の報告」により微量PCB混入の事例が報告されていることから、1989年以前に製造された弊社製品に PCB が混入している可能性を完全に否定することはできないとの判断に至っております。
また、1990年以降に製造された弊社製品の微量 PCB の混入については、日本電機工業会の見解に基づき、混入は無いと判断されます。
尚、「PCB不使用」につきましては、絶縁油としてPCBを使用していないということであり、微量PCB混入の可能性を否定するものではありません。

2. 取扱いのお願い

- (1)微量 PCB 混入の可能性を完全には否定できないとされる機器については、PCB を含有していないことが確認されるまでの間は PCB 廃棄物と同様に適切な処理が必要です。微量PCB混入の有無の確認をお願いしております。
- (2)微量 PCB 混入が確認された機器については、PCB 絶縁油入り電気機器と同様に「電気事業法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づいて適切な処理の実施をお願い致します。

尚、微量 PCB 混入機器に関しましては、(社)日本電機工業会の「変圧器等への微量PCBの混入可能性に関する調査結果について」より詳細に報告されておりますので、ご参照をお願い致します。

<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/>

お問合せ先

ケミコン山形株式会社 管理グループ 環境担当
〒993-8511 山形県長井市幸町 1-1
TEL 0238-84-2134 FAX 0238-84-2396
E-mail: pcb1@y.nippon.chemi-con.co.jp